

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、令和 7 年 7 月 2 2 日付けで提起のあった個人情報部分開示決定処分（令和 7 年 7 月 3 日付けお介第 9 2 9 号。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申（令和 7 年 1 1 月 1 0 日付け令和 7 年度 答申第 7 号。以下「答申書」という。）を受けて、次のとおり裁決します。

第 1 主文

本件審査請求を棄却する。

第 2 事案の概要

- (1) 請求人は、令和 7 年 6 月 6 日付けで、おいらせ町長に対し、「令和 2 年 1 月から令和 7 年末まで発生した○○○○が関係機関とやりとりした自身に関する記録（メモ）（職員の○○○○の暴行の件）」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求を行った。
- (2) 処分庁は、本件開示請求に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号、以下「法」という。）第 7 8 条第 1 項第 2 号該当（開示請求者以外の個人に関する情報）により部分開示決定処分を行った。
- (3) 請求人は、本件処分を不服とし、令和 7 年 7 月 2 2 日付けで、審査庁であるおいらせ町長に対し、本件審査請求を行った。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

本件審査請求については、審査会に諮問しており、答申書における「2 審査関係人の主張の要旨」のとおりである。答申書における審査関係人の主張の要旨は妥当であると認め、補足すべき事項はない。

### 第4 理由

#### (1) 法第78条第1項第2号の該当性

答申書における「4 審査会の判断の理由(2)①」にあるとおり、本件対象文書として開示した「〇〇〇〇と関係機関とのやりとりの記録」中には、請求人以外の個人に係る情報が記載されていることから、不開示部分については法第78条第1項第2号に該当すると考えられる。

また、同号に規定するただし書きにも該当するものではない。

#### (2) 開示範囲について

本件開示請求で開示した文書には、〇〇〇〇と関係機関とのやりとりの記録以外の記録も含まれており、当該部分を不開示とすることは妥当である。

#### (3) 請求人のその他の主張について

請求人は、いわゆる「職員からの暴行」について種々の主張をしているが、答申書における「4 審査会の判断の理由(3)」にあるとおり、当該主張の内容については、本件審査請求に対する裁決を左右するものではない。

#### (4) 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年12月1日

審査庁 おいらせ町長 成田 隆

(教示)

- 1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町を被告として（訴訟においておいらせ町を代表する者は、おいらせ町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。